

# 粉じん作業特別教育

主催 旭川地方労働基準協会

事業者は粉じん作業に労働者を従事させるときは、法定に基づく特別教育を行わなければならないと定められています。（労働安全衛生法第59条第3項、粉じん則第22条）

粉じん則が改正（H24.4.1 施行）され、屋外で金属をアーク溶接する作業等が、粉じん作業に追加適用になりました。

また令和5年度から新たに「第10次粉じん障害防止総合対策」が策定されました。

つきましては、「粉じん作業特別教育規程」に基づき、下記のとおり講習を開催いたしますので、この機会に多数受講されますようご案内申し上げます。

※都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

- 対象業種 建設業、トンネル工事、石材加工、グラインダー作業、アーク溶接作業、解体工事、コンクリートのばり取り、窯業、鋳物業など  
※詳細は「別表」を参照して下さい。
- 日時 令和7年6月3日（火）9：30～15：30（休憩時間含）
- 会場 旭川勤労者福祉会館 2F 大会議室（旭川市6条通4丁目）
- 講習料 会員 9,900円 消費税10%含  
（内訳：受講料9,020円、テキスト代880円）  
会員外 12,100円 消費税10%含  
（内訳：受講料11,220円、テキスト代880円）  
※今年度より、受講料の支払方法は原則振込となります。  
（申込書受理後、請求書を発行いたします）
- 申込方法 4/3～5/20の期間内に、申込依頼書を当協会に提出して下さい。  
※先着順に受付し、定員50名に達し次第しめきりますので、事前に受付状況をご確認下さい。
- 添付するもの 写真1枚（30ミリ×24ミリ）
- 教育科目

科 目	時 間
粉じんに係る疾病及び健康管理	1時間
粉じんの発散防止及作業場の換気の方法	1時間
作業場の管理	1時間
呼吸用保護具の使用の方法	30分
関係法令	1時間
教育時間合計	4時間30分

※合計時間には休憩時間は含まれていません。
- 修了証等 修了者に「特別教育修了証」を交付し、事業所に教育についての実施記録証明書を発行します。
- 注意事項 欠席の場合、講習前日までに連絡がない時は、講習料は返金できませんので予めご承知下さい。

※以前行っていた、防じんマスクのフィットチェックは、コロナウィルス感染防止のため、現在は行っておりません。

旭川地方労働基準協会（インボイス発行事業者）  
〒070-0043 旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階  
電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

## 別表

コード	粉じん作業の内容
010	土石、岩石又は鉱物(以下「鉱物等」という。)(湿潤な土石を除く。)を掘削する場所における作業(コード 012 に掲げる作業を除く。)。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 坑外の、鉱物等を湿式により試錐(すい)する場所における作業 ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業
012	ずい道等(ずい道及びたて坑以外の坑(採石法(昭和 25 年法律第 291 号)第 2 条に規定する岩石の採取のためのものを除く。)をいう。以下同じ。)の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業
020	鉱物等(湿潤なものを除く。)を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等(湿潤なものを除く。)を積み卸す場所における作業(コード 030、032、090 又は 180 に掲げる作業を除く。)
030	坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるい分け、積み込み、又は積み卸す場所における作業(コード 032 に掲げる作業を除く。)。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業 ロ 水の中で破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業 ハ 設備による注水をしながらふるい分ける場所における作業
032	ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
040	坑内において鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽けん引する機関車を運転する作業を除く。
050	坑内の、鉱物等(湿潤なものを除く。)を充填し、又は岩粉を散布する場所における作業(コード 052 に掲げる作業を除く。)
052	ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業
053	坑内であつて、コード 010 から 032 まで、050 又は 052 に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又は堆積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業
060	岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業(コード 130 に掲げる作業を除く。)。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業 ロ 設備による注水又は注油をしながら、裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業
070	研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業(コード 060 に掲げる作業を除く。)。ただし、設備による注水又は注油をしながら、研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する場所における作業を除く。
080	鉱物等、炭素を主成分とする原料(以下「炭素原料」という。)(又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業(コード 030、150 又は 190 に掲げる作業を除く。)。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業 ロ 設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力によりふるい分ける場所における作業 ハ 屋外の、設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力により破碎し、又は粉碎する場所における作業
090	セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業(コード 030、032、160 又は 180 に掲げる作業を除く。)
100	粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業
110	粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業(コード 120 から 140 までに掲げる作業を除く。)
120	ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。
130	陶磁器、耐火物、けい藻土製品又は研磨材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又は窯の内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業 ロ 水の中で原料を混合する場所における作業
140	炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しし、若しくは仕上げする場所における作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。
150	砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を造形し、砂型を壊し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業(コード 070 に掲げる作業を除く。)。ただし、設備による注水若しくは注油をしながら、又は水若しくは油の中で、砂を再生する場所における作業を除く。
160	鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する船舶の船倉内で鉱物等(湿潤なものを除く。)をかき落とし、又はかき集める作業
170	金属その他無機物を製錬し、又は熔融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鋳込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、又は金型に鋳込みする場所における作業を除く。
180	粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは熔融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業
190	耐火物を用いて窯、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた窯、炉等を解体し、若しくは破碎する作業
201	屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアークを用いてガウジングする作業
202	金属をアーク溶接する作業
210	金属を溶射する場所における作業
220	染土の付着した藪(い)草を庫(くら)入れし、庫(くら)出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業
230	長大ずい道(著しく長いずい道であつて、厚生労働大臣が指定するものをいう。)の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床を突き固める場所における作業
240	石綿を解きほぐし、合剤し、紡績し、紡織し、吹き付けし、積み込み、若しくは積み卸し、又は石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研磨し、仕上げし、若しくは包装する場所における作業

# 粉じん作業特別教育受講申込依頼書

【 講習日 令和7年6月3日 】

## 写真

30 mm×24 mm

裏面に氏名を記入して下さい。

●太枠の部分に、黒ボールペン等で、楷書で記入して下さい。

氏名は略さないで住民票(運転免許証)のとおり正確に記入して下さい。

(例) 斉藤の「斉・斎・齋」、渡辺の「辺・邊・邊」、高橋の「高・高」など

※ 受講番号

フリガナ				男 ・ 女	昭和 ・ 平成	年	月	日生	
氏名	旧姓を使用した氏名又は通称の併記 (希望する・希望しない)								
	併記を希望する場合は、右欄に旧姓又は通称を記入→ ★戸籍抄本、住民票等の添付が必要								
住所	〒 — 携帯( — — )								
事業場名									
業種							労働者数	名	
事業場所在地	〒 —								
連絡先	電話 — —				FAX — —				
	担当者				担当者部署				
講習料支払方法	※今年度より原則振込となりますので、講習日10日前までに納入願います。								
※会員区分	会員	コードNo. 213	講習料 9,900円		※入金日				
	非会員	コードNo. 214	講習料 12,100円						

年 月 日

旭川地方労働基準協会 行き

〒070-0043

旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階

電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

●申込依頼書はコピーして使用いただけます。

当協会ホームページからダウンロードもできます。http://www.asahikawa-lsa.jp

旭川地方労働基準協会 検索

